

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
- 職員の特殊勤務手当に関する条例第11条第1項第1号の感染症を定める規則…………… 4

告 示

- 一般競争入札の執行（大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供の調達等）…………… 5
- 大阪市中央公会堂の供用時間の変更の承認…………… 11
- 令和2年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止…………… 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更…………… 16

| | |
|---|----|
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の廃止…………… | 18 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく施術機関の指定…………… | 19 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の変更…………… | 20 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の廃止…………… | 21 |
| ○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定…………… | 22 |
| ○放置自動車の処理…………… | 23 |
| ○道路法違反物件の除却…………… | 23 |
| ○市道の区域変更…………… | 24 |
| ○市道の供用開始…………… | 25 |
| ○市道の供用廃止…………… | 28 |
| ○落札者等の公示…………… | 28 |
| ○大阪市水道局収納取扱金融機関の名称変更…………… | 29 |
| ○大阪市水道局収納取扱金融機関の指定取消し…………… | 29 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払 い等）…………… | 29 |
| ○一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）…………… | 33 |
| ○一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）…………… | 38 |
| 正 誤 | |
| ○大阪市公報第5620号（平成25年4月12日発行分）の正誤表…………… | 41 |

公布された規則のあらまし

◇単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 感染症予防救済従事者手当の支給に係る特例を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和2年2月13日）から施行し、令和2年2月1日から適用することにしました。

（令和2年大阪市規則第3号 人事室給与課）

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 長吉六反北一3駐車場を設置することにしました。
- 2 この規則は、令和2年2月25日から施行することにしました。

（令和2年大阪市規則第4号 都市整備局住宅部管理課）

◇職員の特殊勤務手当に関する条例第11条第1項第1号の感染症を定める規則

- 1 新型コロナウイルス感染症について、感染症予防救済従事者手当の支給対象となる感染症としました。
- 2 この規則は、公布の日（令和2年2月13日）から施行し、令和2年2月1日から適用することにしました。

（令和2年大阪市人事委員会規則第1号 行政委員会事務局任用調査部任用調査課）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

令和2年2月13日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市規則第3号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成5年大阪市規則第111号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）がその効力を有する間における第 8 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「規定する感染症」とあるのは「規定する感染症又は新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

(令 2 . 2 . 13 掲 示 済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

令和 2 年 2 月 21 日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市規則第 4 号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中長吉六反北一 1 駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|-----------|
| 長吉六反北一 3 | 長吉六反 4 丁目 |
|----------|-----------|

附 則

この規則は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例第 11 条第 1 項第 1 号の感染症を定める規則を公布する。

令和 2 年 2 月 13 日

大阪 市 人 事 委 員 会
委員 長 西 村 捷 三

大阪市人事委員会規則第 1 号

職員の特殊勤務手当に関する条例第11条第1項第1号の感染症
を定める規則

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）第11条第1項第1号の人事委員会規則で定める感染症は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）がその効力を有する間に限り、同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

（令2.2.13揭示済）

告 示

大阪市告示第212号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当部局

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所 4階

大阪市ICT戦略室企画担当（総務グループ）

電話 06-6208-7414

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ① 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（ICT戦略室）一式
- ② 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（人事室）一式
- ③ 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（都島区役所）一式
- ④ 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（東淀川区役所）一式
- ⑤ 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（住之江区役所）一式
- ⑥ 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（東住吉区役所）一式
- ⑦ 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（平野区役所）一式

- ⑧ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（西成区役所）一式
 - ⑨ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（経済戦略局）一式
 - ⑩ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（中央卸売市場）一式
 - ⑪ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（総務局）一式
 - ⑫ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（市民局）一式
 - ⑬ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（財政局税務部）一式
 - ⑭ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（都市計画局）一式
 - ⑮ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（福祉局）一式
 - ⑯ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（健康局）一式
 - ⑰ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（こども青少年局）一式
 - ⑱ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（環境局）一式
 - ⑲ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（都市整備局）一式
 - ⑳ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（建設局）一式
 - ㉑ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（港湾局）一式
 - ㉒ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（消防局）一式
 - ㉓ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供（単価契約）長期継続（教育委員会事務局）一式
- (2) 調達物件の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和2年7月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

ただし、令和2年3月16日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、

入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10：情報処理01：情報処理06：その他情報処理」または「13：その他代行16：電気通信事業01：電気通信事業」で登録していること

なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、契約管財局契約部契約課業務委託グループで、当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO政府調達協定適用入札に係る申請である旨を告げること）

- (5) 電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること
- (6) 大阪市情報通信ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供と同種の実績を有していること
- (7) 仕様書に定められた通信サービスを提供できることの証明書が提出できること
- (8) 本件サービスに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所
大阪市ICT戦略室ホームページ上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（1に同じ）
- (3) 入札説明書及び入札参加申請書の交付方法
公告の日から令和2年3月16日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）無償により交付する。
- (4) 入札参加申請書の受付期間
公告の日から令和2年3月16日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時及び場所

令和2年5月12日（火） 午前10時

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は「1 担当部

局」あて令和2年5月11日（月）午後5時30分までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書を令和2年3月16日（月）午後5時30分までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された申請書等の審査結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。
- (2) 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格で行った入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札
なお、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することができない。

9 その他

- (1) この調達はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、大阪市における令和2年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the services to be procured :
 - ① Long Term Communication Services for Small Scale Branch

- Offices with the Osaka City Intranet System (ICT Strategy Section) 1set
- ② Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Office of Human Resources) 1set
- ③ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Miyakojima Ward Office) 1set
- ④ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Higashiyodogawa Ward Office) 1set
- ⑤ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Suminoe Ward Office) 1set
- ⑥ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Higashisumiyoshi Ward Office) 1set
- ⑦ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Hirano Ward Office) 1set
- ⑧ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Nishinari Ward Office) 1set
- ⑨ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Economic Strategy Bureau) 1set
- ⑩ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Central Wholesale Markets) 1set
- ⑪ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (General Affairs Bureau) 1set
- ⑫ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Citizens' Affairs Bureau) 1set
- ⑬ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Finance Bureau Tax Division, City Offices) 1set
- ⑭ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (City Planning

Bureau) 1set

- ⑮ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Social Welfare Bureau) 1set
- ⑯ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Public Health Bureau) 1set
- ⑰ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Children and Youth Bureau) 1set
- ⑱ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Environment Bureau) 1set
- ⑲ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Urban Redevelopment and Housing Bureau) 1set
- ⑳ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Public Works Bureau) 1set
- ㉑ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Port and Harbor Bureau) 1set
- ㉒ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Fire Department) 1set
- ㉓ Long Term Communication Services for Small Scale Branch Offices with the Osaka City Intranet System (Board of Education) 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :
5:30 PM, March 16, 2020

(3) The date and time for the submission of tenders :
10:00 AM, May 12, 2020
(for tenders submitted by mail 5:30 PM, May 11, 2020)

(4) Contact point where tender documents are available :
General Affairs Group, ICT Strategy Department, Office of ICT Strategy, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201 TEL: 06-6208-7414 (Japanese only)

(ICT戦略室企画担当)

大阪市告示第213号

大阪市中央公会堂について、大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）第3条第2項の規定により読み替えられた同条例第2条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第2項により読み替えられた同条例第2条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|----------|---------------|------------------------|
| 大阪市中央公会堂 | 令和2年11月21日（土） | 午前8時30分から 午後9時30分まで |
| | 令和2年11月22日（日） | 午前9時00分から 午後9時30分まで |

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市告示第214号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）第5条の規定に基づき、令和2年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

- 1 縦覧期間 令和2年4月1日から4月30日まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時30分まで
ただし、金曜日は午後7時まで
- 3 縦覧場所 所有している土地又は家屋が所在する区を所管する市税事務所

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①大阪本町メディカルクリニック ②大阪市中央区安土町3丁目3番5号 ③令和2年1月1日

①聖徒クリニック ②大阪市淀川区宮原4丁目4番63号 ③令和元年12月1日

①大阪市立住之江診療所 ②大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番22号 ③令和元年11月18日

①児島歯科医院 ②大阪市都島区大東町2丁目6番15号 ③令和2年1月1日

①村井歯科医院 ②大阪市東淀川区大隅1丁目6番54号 ③令和元年12月1日

①スギ薬局 南船場店 ②大阪市中央区南船場2丁目1番3号 ③令和2年1月1日

①たから薬局 ②大阪市中央区大手通3丁目2番3-103号 ③令和2年1月1日

①サエラ薬局 ドームシティ店 ②大阪市西区境川1丁目1番34号 ③令和元年12月1日

①スギ薬局 南堀江店 ②大阪市西区南堀江2丁目4番1号 ③令和2年1月1日

①オレンジ薬局 ②大阪市港区八幡屋1丁目12番7号 ③令和元年12月1日

①しろくま薬局 大国町店 ②大阪市浪速区大国3丁目8番27号 ③令和元年12月1日

①ウエルシア薬局 平野加美東店 ②大阪市平野区加美東6丁目2番2号 ③令和2年1月1日

①スギ薬局 岸里店 ②大阪市西成区千本中1丁目1番1号 ③令和2年1月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日

①医療法人 愛幸会 ②大阪市福島区玉川4丁目6番11号 ③訪問看護ステーションにじ ④大阪市福島区玉川4丁目15番11号 ⑤令和元年12月1日

①株式会社 k y a s u b a r u ②大阪市福島区玉川2丁目11番4号 ③訪問看護ステーションアルテイシア ④大阪市浪速区敷津東1丁目7番13-203号 ⑤令和2年1月1日

①合同会社 パワフル ②大阪市阿倍野区阪南町6丁目6番18号 ③訪問看護

ステーションパワフル ④大阪市阿倍野区阪南町6丁目6番19号 ⑤令和2年1月1日

①株式会社 ベストケア・パートナーズ ②大阪市住吉区苅田9丁目14番20-203号 ③みつば訪問看護ステーションあびこ ④大阪市住吉区苅田9丁目14番20-203号 ⑤令和2年1月1日

①有限会社 フルサポート ②大阪府堺市東区日置荘原寺町454番地6号 ③訪問看護ステーションふるさぽーと ④大阪市平野区西脇2丁目9番34-201号 ⑤令和元年12月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第216号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①(旧):吉澤歯科医院 (新):千林よしざわ歯科 ②大阪市旭区千林2丁目9番21号 ③令和元年12月27日


①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤変更年月日

①一般社団法人 都島区医師会 ②(旧):大阪市都島区都島南通1丁目24番23号 (新):大阪市都島区都島本通1丁目8番15号 ③都島区医師会訪問看護ステーション ④(旧):大阪市都島区都島本通3丁目12番31号 (新):大阪市都島区都島本通1丁目8番15号 ⑤令和元年7月1日

①一般社団法人 此花区医師会 ②大阪市此花区西九条5丁目4番24号 4階 ③(旧):訪問看護ステーション此花 (新):此花区医師会訪問看護ステーション ④大阪市此花区四貫島2丁目18番13号 ⑤令和元年9月1日

①株式会社 i-L i f e ②大阪市生野区巽北3丁目5番5号 ③i-L i f e訪問看護ステーション ④(旧):大阪市生野区巽北3丁目5番5-201号 (新):大阪市生野区巽北3丁目5番5号 ⑤令和元年10月1日

(福祉局生活福祉部保護課)


大阪市告示第217号


生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井 一郎

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

- ①岡本医院 ②大阪市淀川区塚本1丁目19番19-1号 ③令和元年11月30日
- ①聖徒クリニック ②大阪市淀川区宮原4丁目4番63号 ③令和元年11月30日
- ①村上医院 ②大阪市淀川区十三東3丁目26番17号 ③令和元年12月31日
- ①原田医院 ②大阪市生野区小路東3丁目17番13号 ③令和元年12月31日
- ①山鳥医院 ②大阪市生野区生野西3丁目1番3号 ③令和元年12月31日
- ①小西耳鼻咽喉科 ②大阪市旭区生江1丁目9番18号 ③令和元年12月28日
- ①中内眼科医院 ②大阪市城東区関目5丁目17番32号 ③令和元年12月31日
- ①大阪市立住之江診療所 ②大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号 ③令和元年11月17日
- ①今中歯科医院 ②大阪市北区黒崎町9番8号 ③令和元年12月31日
- ①村井歯科医院 ②大阪市東淀川区大隅1丁目6番54号 ③令和元年11月30日
- ①名原歯科医院 ②大阪市住吉区南住吉3丁目4番11号 ③令和元年12月28日
- ①土井歯科駒川診療所 ②大阪市東住吉区駒川5丁目22番18号 ③令和元年12月19日
- ①オレンジ薬局 ②大阪市港区八幡屋1丁目12番7号 ③令和元年11月30日
- ①テイコクファミリー薬局 ②大阪市生野区新今里6丁目5番7号 ③令和元年12月31日
- ①のぞみ薬局フレンドタウン深江橋店 ②大阪市城東区永田3丁目2番6-209号
③令和元年12月31日
- ①ミナミ薬局 ②大阪市住吉区苅田4丁目11番16号 ③令和元年12月9日
(福祉局生活福祉部保護課)


大阪市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①田中診療所 ②大阪市生野区鶴橋4丁目7番9号 ③令和2年1月9日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（指定年月日）

①医療法人輝笑会 ②大阪市北区東天満1丁目10番10号 ③いちき歯科 ④大阪市北区東天満1丁目10番10号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年12月1日）

介護予防居宅療養管理指導（令和元年12月1日）

①株式会社すばる ②大阪市北区西天満4丁目6番12号 ③すばる薬局 ④大阪市北区西天満4丁目6番12号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年12月1日）

介護予防居宅療養管理指導（令和元年12月1日）

①合同会社クレエ ②大阪市都島区都島中通2丁目18番24-708号 ③クレエ都島事業所 ④大阪市都島区都島中通2丁目24番13-3C号 ⑤訪問介護（令和元年10月1日）訪問型サービス（独自）（令和元年10月1日）

①株式会社川商 ②大阪市中央区南新町1丁目2番4号 ③ハートランドケアセンター ④大阪市中央区南新町1丁目2番4-504号 ⑤居宅介護支援（令和

元年12月1日)

①有限会社Top Marks ②大阪市中央区森ノ宮中央2丁目13番35-811号 ③ケアプランセンターAぷらす ④大阪市鶴見区放出東2丁目3番3-103号 ⑤居宅介護支援(令和元年12月1日)

①有限会社進行堂 ②大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ③進行堂北薬局 ④大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目8番21号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年12月1日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年12月1日)

①有限会社進行堂 ②大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ③進行堂薬局 ④大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年12月1日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年12月1日)

①有限会社進行堂 ②大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ③進行堂薬局鷹合店 ④大阪市東住吉区鷹合2丁目12番11号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年12月1日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年12月1日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別(変更年月日)

①株式会社ワイズジャパン ②(旧):大阪市都島区中野町3丁目11番1-202号 (新):大阪市城東区成育4丁目12番15-101号 ③サロンアンドスポーツいち ④大阪市都島区中野町1丁目12番9号 ⑤通所介護(平成30年10月1日) 通所型サービス(独自)(平成30年10月1日)

①株式会社ワイズジャパン ②(旧):大阪市都島区中野町3丁目11番1-202号 (新):大阪市城東区成育4丁目12番15-101号 ③サロンアンドスポーツピース ④(旧):大阪市都島区中野町3丁目11番1-101号 (新):大阪市都島区毛馬町5丁目8番6号 ⑤通所介護(平成30年10月1日) 通所型サービス(独自)(平成30年10月1日)

①株式会社シルバーライニング ②(旧)：大阪市浪速区木津川2丁目4番51号 (新)：大阪市浪速区桜川2丁目12番1号 ③訪問介護ぬくもり ④(旧)：大阪市浪速区浪速東1丁目2番13号 (新)：大阪市浪速区桜川2丁目12番1号 ⑤訪問介護(令和元年10月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年10月1日)

①合同会社ロハスケア ②(旧)：大阪市東成区大今里南4丁目3番16号 (新)：大阪市城東区成育4丁目12番15-101号 ③ロハスイまざと ④大阪市東成区大今里南4丁目3番16号 ⑤通所介護(令和元年7月1日) 通所型サービス(独自)(令和元年7月1日)

①一般社団法人ラ・ビスタ ②大阪市生野区田島2丁目2番23号 ③介護ステーションラ・ビスタ ④(旧)：大阪市生野区勝山南4丁目1番22号メゾンド勝山203 (新)：大阪市生野区勝山南1丁目7番4号 ⑤訪問介護(平成30年7月1日) 居宅介護支援(平成30年7月1日) 訪問型サービス(独自)(平成30年7月1日)

①株式会社近藤介護サービス ②(旧)：大阪府守口市東光町3丁目7番12号 (新)：大阪市住吉区南住吉1丁目22番18-303号 ③ケアプランセンターすみれ ④(旧)：大阪市住吉区帝塚山東4丁目1番22号 (新)：大阪市住吉区南住吉1丁目22番18-303号 ⑤居宅介護支援(令和元年6月1日)

①株式会社プレイス ②大阪市住吉区荻田3丁目11番9号 ③アシスト ④(旧)：大阪市東住吉区矢田2丁目14番12号 (新)：大阪市東住吉区矢田2丁目20番4号 ⑤福祉用具貸与(令和元年10月1日) 特定福祉用具販売(令和元年10月1日) 特定介護予防福祉用具販売(令和元年10月1日) 介護予防福祉用具貸与(令和元年10月1日)

①KTS合同会社 ②大阪市東住吉区桑津3丁目11番1号 ③カーネリアン ④(旧)：大阪市東住吉区杭全3丁目5番18号 (新)：大阪市東住吉区桑津3丁目11番1号 ⑤訪問介護(平成30年8月1日) 訪問型サービス(独自)(平成30年8月1日)

①株式会社プレイス ②大阪市住吉区荻田3丁目11番9号 ③ケアプレイス ④(旧)：大阪市東住吉区矢田2丁目14番12号 (新)：大阪市東住吉区矢田2丁目20番4号 ⑤居宅介護支援(令和元年10月1日)

①株式会社プレイス ②大阪市住吉区荻田3丁目11番9号 ③プレイス長居公園 ④(旧)：大阪市東住吉区矢田2丁目14番12号 (新)：大阪市東住吉区矢田2丁目20番4号 ⑤訪問介護(令和元年10月1日)

①株式会社東住吉介護センター ②大阪市東住吉区東田辺1丁目15番2号 ③(旧)：東住吉介護センター駒川 (新)：リフレッシュくらぶ ④大阪市東住吉区駒川3丁目28番4号 ⑤地域密着型通所介護(平成29年4月1日) 通所型サービス(独自)(平成29年4月1日)

①合同会社神戸ホープ ②(旧)：兵庫県神戸市灘区新在家南町3丁目10番11-301号 (新)：大阪市西成区天下茶屋東2丁目16番7号 ③秋桜 ④大阪市西成区天下茶屋東2丁目16番7号 ⑤訪問介護(令和元年12月6日) 訪問型

サービス（独自）（令和元年12月6日）

①有限会社雄喜 ②大阪市西成区鶴見橋2丁目3番5号 ③ユウキ介護サービス ④（旧）：大阪市西成区鶴見橋2丁目5番9号（新）：大阪市西成区鶴見橋2丁目4番7号 ⑤訪問介護（令和元年12月10日） 訪問型サービス（独自）（令和元年12月10日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（廃止年月日）

①医療法人愛幸会 ②大阪市福島区玉川4丁目6番11号 ③くまだ内科・小児科クリニック ④大阪市福島区玉川4丁目6番11号 ⑤訪問看護（令和元年11月30日） 介護予防訪問看護（令和元年11月30日）

①株式会社川商 ②大阪市中央区南新町1丁目2番4号 ③ハートランドケアセンター ④大阪市淀川区三津屋南3丁目5番14号 ⑤居宅介護支援（令和元年11月30日）

①村上正嗣 ②大阪市淀川区十三東3丁目26番17号 ③村上医院 ④大阪市淀川区十三東3丁目26番17号 ⑤訪問看護（令和元年12月31日） 訪問リハビリテーション（令和元年12月31日） 居宅療養管理指導（令和元年12月31日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年12月31日） 介護予防訪問看護（令和元年12月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（令和元年12月31日）

①社会福祉法人三秀會 ②大阪市生野区巽南3丁目7番30号 ③ヘルプセンター豊 ④大阪市生野区巽南3丁目7番31号 ⑤訪問介護（令和元年9月30日）

①小西左内 ②大阪市旭区生江1丁目9番18号 ③小西耳鼻咽喉科 ④大阪市旭区生江1丁目9番18号 ⑤訪問看護（令和元年12月28日） 訪問リハビリテーション（令和元年12月28日） 居宅療養管理指導（令和元年12月28日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年12月28日） 介護予防訪問看護（令和元年

12月28日) 介護予防訪問リハビリテーション(令和元年12月28日)

①中西保雄 ②奈良県生駒市緑ヶ丘1425-38 ③中西クリニック ④大阪市旭区新森3丁目1番29号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年12月31日)

①株式会社アビメディカル ②大阪市都島区友渕町1丁目4番2-1503号 ③のぞみ薬局フレンドタウン深江橋店 ④大阪市城東区永田3丁目2番6-209号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年12月31日)

①西川 泰章 ②大阪市阿倍野区北畠1丁目25番13-401号 ③にしかわ在宅クリニック ④大阪市阿倍野区阪南町5丁目23番15-401号 ⑤訪問看護(令和元年9月30日) 居宅療養管理指導(令和元年9月30日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年9月30日) 介護予防訪問看護(令和元年9月30日)

①社会医療法人三宝会 ②大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番15号 ③南港病院ヘルパーステーション ④大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8-202-2号 ⑤訪問介護(令和元年11月7日)

①竹内和良 ②大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ③進行堂薬局 ④大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番1号 ⑤居宅療養管理指導(平成26年7月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成26年7月1日)

①合同会社エス・アイ・プランニング ②大阪市東住吉区中野2丁目6番22号 ③ホームヘルプサポートしろくま ④大阪市東住吉区中野2丁目6番22号 ⑤訪問介護(令和元年9月1日)

①桜プランニング株式会社 ②大阪市中央区安堂寺町1丁目3番13号 ③明喜ヘルパーステーション ④大阪市西成区梅南1丁目2番26-305・306号 ⑤訪問介護(令和元年12月31日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第222号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①東井 幸喜 ②鍼灸整骨院安穩 ③大阪市西淀川区大和田3丁目5番16-101

号 ④令和元年12月25日

①諸喜田 繁 ②あい在宅治療院 ③大阪府中央区島之内2丁目13番6-202号

④令和元年11月1日

①西浦 綱平 ②西浦鍼灸院 ③大阪府生野区小路1丁目28番18号 ④令和元年11月18日

①安田 和夫 ②往療専門 ③大阪府城東区東中浜9丁目4番27号 ④令和元年11月1日

①瀬戸 崇寛 ②Wellness訪問鍼灸マッサージ ③大阪府鶴見区放出東1丁目18番26号 ④令和2年1月1日

①佐々木 伸欣 ②往療専門 ③大阪府住吉区東粉浜2丁目2番14号 ④令和2年1月4日

①山田 哲志 ②ラクナル訪問マッサージ治療院 ③大阪府住吉区我孫子3丁目2番4号 ④令和2年1月1日

①吉田 寛吉 ②往療専門 ③大阪府住吉区山之内2丁目3番19-401号 ④令和2年1月1日

①谷 健二 ②楽らく ③大阪府東住吉区駒川5丁目4番15号 ④令和2年1月1日

①森山 みどり ②往療専門 ③大阪府西成区天下茶屋1丁目24番18号 ④令和2年1月1日

①安楽 義美 ②かんゆう鍼灸マッサージ院 ③大阪府住吉区苅田5丁目18番4-607号 ④令和2年1月16日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井 一郎

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①安井 崇 ②(旧):あさこ鍼灸整骨院 (新):新大阪スポーツ鍼灸整骨院 ③大阪府淀川区宮原5丁目2番21号 ④令和2年1月1日

- ①安井 崇 ②(旧) : あさこ鍼灸院 (新) : 新大阪スポーツ鍼灸整骨院
③大阪市淀川区宮原5丁目2番21号 ④令和2年1月1日
①東 啓史 ②(旧) : もみの木鍼灸院 (新) : やぎ鍼灸院 ③大阪市生野
区勝山北1丁目2番10号 ④令和2年1月6日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日
①金 俊成 ②こん整骨院 ③大阪市生野区小路東6丁目8番17-101号 ④令和2年1月6日
①米田 修一 ②八光寿整骨院 ③大阪市生野区生野西4丁目1番35号 ④令和元年12月31日
①中本 進也 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原2丁目7番50-601号 ④令和元年12月31日
①金 俊成 ②こん鍼灸院 ③大阪市生野区小路東6丁目8番17-101号 ④令和2年1月6日
①手崎 崇文 ②小藪鍼灸整骨院 ③大阪市生野区新今里4丁目4番13号 ④令和元年12月31日
①米田 修一 ②八光寿鍼灸院 ③大阪市生野区生野西4丁目1番35号 ④令和元年12月31日
①佐々木 伸欣 ②往療専門 ③大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1-1615号 ④令和2年1月3日
①手崎 崇文 ②小藪鍼灸院 ③大阪市生野区新今里4丁目4番13号 ④令和元年12月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第225号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

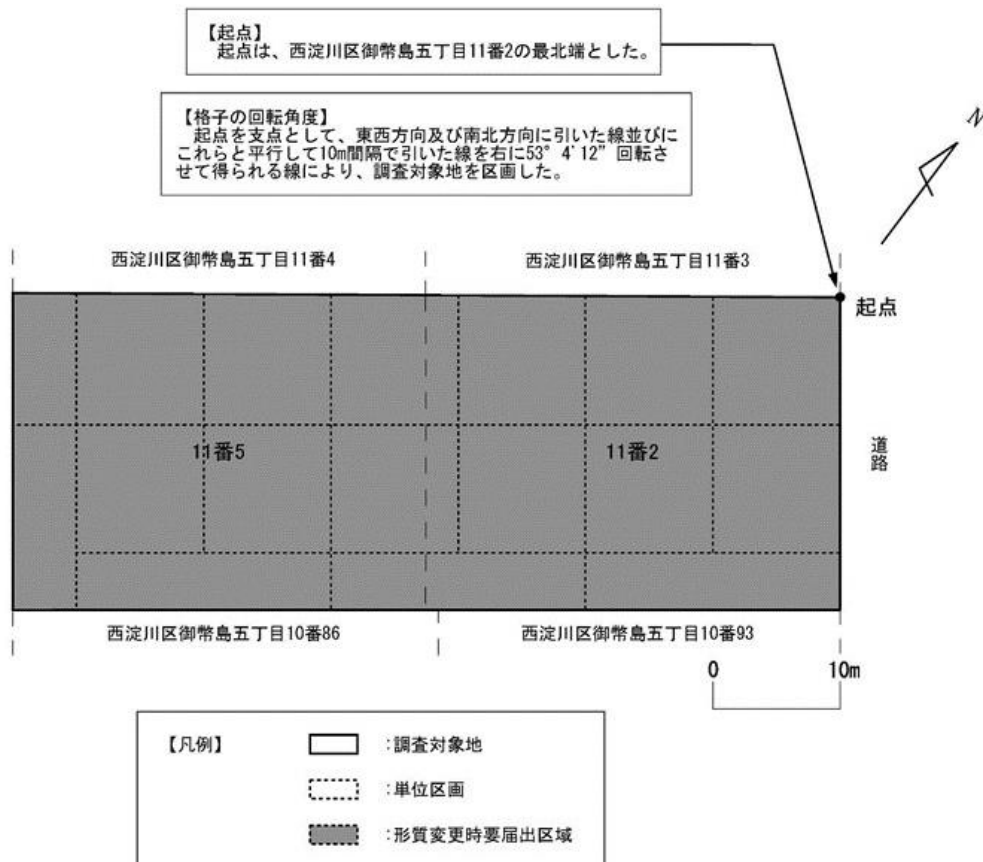
なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市西淀川区御幣島五丁目11番2、11番5）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当（一部の区域）

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、令和2年3月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類 | 場 所 |
|-------------------|----------------|
| 自動二輪車 (ヤマハ 黒色) | 城東区今福南4丁目4番先 |
| 自動二輪車 (スズキ 黒色) | 浪速区恵美須西3丁目17番先 |

(建設局総務部管理課)



大阪市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、令和2年3月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名 | 除 却 実 施 場 所 | 物 件 |
|----------|-------------|-----|
| 西成区第17号線 | 西成区梅南1丁目1番先 | 台車等 |

| | | |
|------------|----------------|-------|
| 西成区第9904号線 | 西成区岸里1丁目1番先 | 衣類等 |
| 国道479号 | 平野区喜連西4丁目7番先 | ごみ箱等 |
| 平野区第1612号線 | 平野区平野市町1丁目11番先 | 工作機械等 |

(建設局総務部管理課)



大阪市告示第228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井 一 郎

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 敷地の 幅 員 | 敷地の 延 長 |
|----------------|---|-------------|------------------------------|------------------|
| 天王寺方面 南北1号線 | 天王寺区細工谷1丁目 70番の8地から 同 区同 1丁目 70番の8地まで (参考図参照) | 旧 | m 3.64 ~3.70 | m 12.67 |
| | | 新 | 3.82 ~3.85 | 12.67 |
| 住吉区 第576号線 | 住吉区上住吉2丁目 66番の8地から 同 区同 2丁目 66番の8地まで | 旧 | m 3.56 ~3.82 | m 20.74 |
| | | 新 | 4.00 | 20.74 |
| 西成区 第33号線 | 西成区萩之茶屋2丁目 81番地先から 同 区同 2丁目 21番の3地まで (参考図参照) | 旧 | m 3.61 ~3.63 | m 31.86 |
| | | 新 | 3.61~4.15 及び5.37~ 6.45 | 31.88及び 27.52 |

| | | | | |
|------------------|--|---|--------------------------|-----------------|
| 西 成 区 第8820号線 | 西成区萩之茶屋3丁目 13番の14地先から 同 区同 3丁目 54番の39地まで (参考図参照) | 旧 | m 11.00 | m 6.73 |
| | | 新 | 11.00及び 4.24~ 6.71 | 6.73及び 22.41 |
| 西 成 区 第9901号線 | 西成区天下茶屋1丁目 4番の19地から 同 区同 1丁目 4番の28地まで (参考図参照) | 旧 | m 10.00 | m 8.00 |
| | | 新 | 10.00及び 8.00 | 8.00及び 15.8 |

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

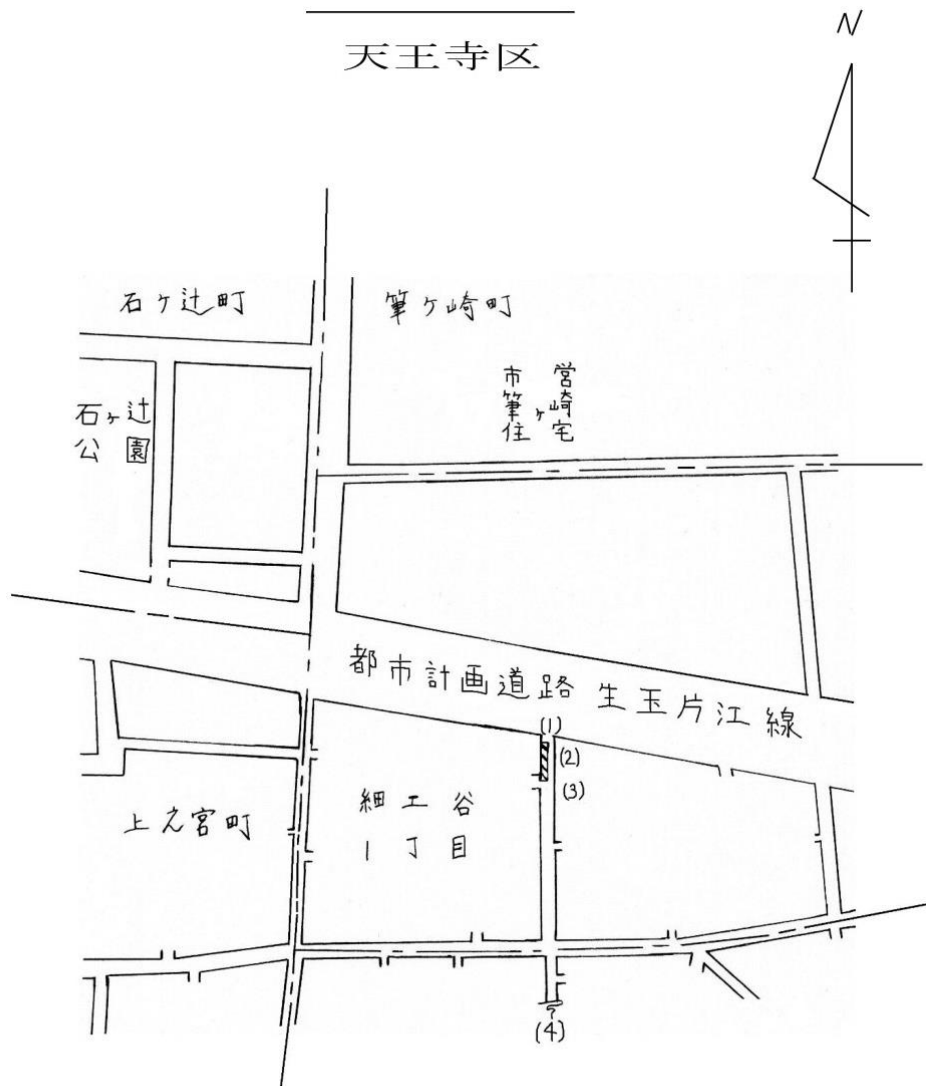
令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------------------|--|---------|
| 天王寺方面 南北1号線 | 天王寺区細工谷1丁目70番の8地から 同 区同 1丁目70番の8地まで (参考図参照) | 告示の日 |
| 住 吉 区 第576号線 | 住吉区上住吉2丁目66番の8地から 同 区同 2丁目66番の8地まで | 告示の日 |
| 西 成 区 第33号線 | 西成区萩之茶屋2丁目81番地先から 同 区同 2丁目21番の3地まで (参考図参照) | 告示の日 |
| 西 成 区 第8820号線 | 西成区萩之茶屋3丁目13番の14地先から 同 区同 3丁目54番の39地まで (参考図参照) | 告示の日 |
| 西 成 区 第9901号線 | 西成区天下茶屋1丁目4番の19地から 同 区同 1丁目4番の28地まで (参考図参照) | 告示の日 |

参考図

天王寺区



凡 例

 新たに道路となる部分

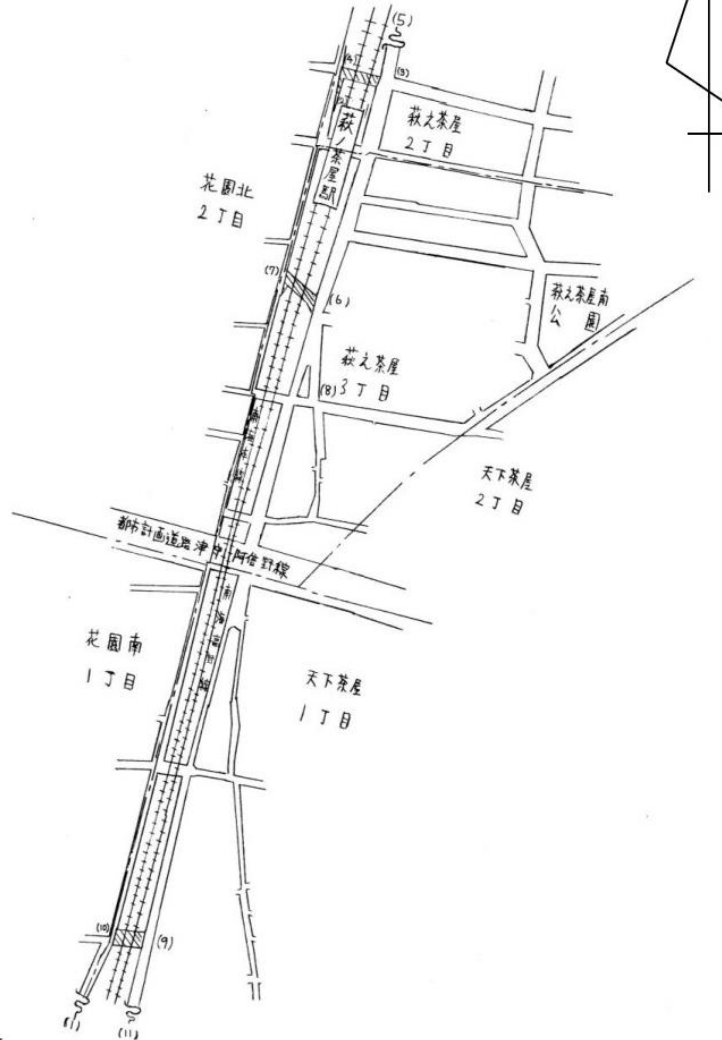
----- 町丁界

説 明

天王寺方面南北1号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

参考図

西成区



凡 例



新たに道路となる部分

説 明

西成区第33号線(1)(4)間のうち(2)部分を(2)部分及び(2)(3)間に区域変更する。

西成区第8820号線(5)(8)間のうち(6)部分を(6)部分及び(6)(7)間に区域変更する。

西成区第9901号線(8)(11)間のうち(9)部分を(9)部分及び(9)(10)間に区域変更する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

| 路線名 | 区 間 | 供用廃止の期日 |
|-----------|--|---------|
| 城東区第754号線 | 城東区鳴野東1丁目208番の2地から 同 区鳴野西5丁目191番の2地まで | 告示の日 |

(建設局総務部管財課)



大阪市告示第231号

次のとおり落札者等について公示する。

令和2年2月21日

大阪市長 松 井 一 郎

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

- ①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課(大阪市北区中之島1丁目3番20大阪市役所3階)

- ①大阪市立滝川小学校外73校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤141,500,355円 ⑥元.11.22
- ①大阪市立粉浜小学校外63校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤130,943,836円 ⑥元.11.22
- ①大阪市立玉造小学校外71校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤126,335,412円 ⑥元.11.22
- ①大阪市立福島小学校外74校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤129,620,543円 ⑥元.11.22
- ①大阪市立東中学校外60校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤127,586,665円 ⑥元.11.22
- ①大阪市立天満中学校外59校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中部

電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤130,082,500円 ⑥元.11.22
 ①大阪市立桜宮高等学校外17校で使用する電気 ②一般 ③2.1.28 ④中
 部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ⑤126,142,369円 ⑥
 元.11.22

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市水道局告示第8号

次の金融機関について、名称変更の届出があったので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和2年2月21日

大阪市水道局長 河谷幸生

| 変更前金融機関名 | 変更後金融機関名 | 変更年月日 |
|----------|----------|--------------|
| 徳島銀行 | 徳島大正銀行 | 令和2年 1月1日 |

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第9号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関の指定取消の決定をしたので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和2年2月21日

大阪市水道局長 河谷幸生

| 金融機関名 | 所在地 | 取消年月日 |
|-------|-----------------|--------------|
| 大正銀行 | 大阪市中央区今橋2丁目5番8号 | 令和2年 1月1日 |

(水道局総務部経理課)

公 告

大阪市公告第21号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井 一郎

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 ATCビルITM棟6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品 | 数量 |
|------|-----------------------|----|
| ① | 安田ほか2自転車保管所古自転車等-12売払 | 3山 |
| ② | 南港ほか3自転車保管所古自転車等-12売払 | 4山 |

3 下見日時及び保管場所

| | 下見日時 | | 保管場所 | 所在地 |
|---|---------------|-------------------|-------------|-----------------|
| ① | 令和2年 3月11日 | 午前10時から 午後5時まで | 安田自転車保管所 | 鶴見区安田2丁目5番16号 |
| | | | 大宮自転車保管所 | 旭区大宮1丁目1番32号 |
| | | | 長吉北自転車保管所 | 平野区长吉出戸8丁目3番先 |
| ② | 令和2年 3月11日 | 午前10時から 午後5時まで | 南港自転車保管所 | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
| | | | 神崎川第2自転車保管所 | 淀川区東三国3丁目12番先 |
| | | | 南港東自転車保管所 | 住之江区南港東2丁目3番先 |
| | | | 北港自転車保管所 | 此花区北港2丁目1番先 |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684
 FAX 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。
 承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループ

に本市物品売払入札参加申請を行うこと。

ただし、令和2年3月10日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

*平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

本公告の日から令和2年3月10日までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証(行商する)を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納

付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和2年3月13日

12 物品引取期限

令和2年3月27日

13 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

14 入札執行日時

令和2年3月12日午前10時

15 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

16 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力

車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

20 その他

- (1) 10の契約保証金を指定期限までに納付できない場合又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市公告第22号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井一郎

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
大阪市消防局 総務部総務課（調達）
電話06-4393-6051

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | | 予定数量 |
|--------|----------|-------------|
| 古新聞等 | | 約136,000 kg |
| 内 訳 | 古新聞 | 約15,000 kg |
| | 雑誌 | 約17,000 kg |
| | ダンボール | 約17,000 kg |
| | ミックスペーパー | 約47,000 kg |
| | 廃棄文書 | 約40,000 kg |

- ※ 雑誌には、再生紙を含む。
- ※ ミックスペーパーには、シュレッダーくずを含む。
- ※ 数量は予定数量であり、当局の都合により増減する。
- ※ 買受人は契約期間中に本市の指定する数量を引き取るものとする。

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 引取場所

| 番号 | 引取場所 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------|-----------------|--------------|
| 1 | 消防局庁舎 | 西区九条南1丁目12番54号 | 06-6582-6039 |
| 2 | 北消防署 | 北区茶屋町19番41号 | 06-6372-0119 |
| 3 | 都島消防署 | 都島区都島本通2丁目1番8号 | 06-6923-0119 |
| 4 | 福島消防署 | 福島区吉野3丁目17番22号 | 06-6465-0119 |
| 5 | 此花消防署 | 此花区春日出北1丁目8番30号 | 06-6461-0119 |
| 6 | 中央消防署 | 中央区内本町2丁目1番6号 | 06-6947-0119 |
| 7 | 中央消防署上町出張所 | 中央区中寺1丁目2番28号 | 06-6764-0119 |
| 8 | 港消防署 | 港区弁天1丁目4番1号 | 06-6573-0119 |
| 9 | 大正消防署 | 大正区小林東3丁目5番16号 | 06-6552-0119 |

| | | | |
|----|--------------|------------------|--------------|
| 10 | 天王寺消防署 | 天王寺区上本町8丁目5番10号 | 06-6771-0119 |
| 11 | 浪速消防署 | 浪速区元町1丁目14番20号 | 06-6641-0119 |
| 12 | 西淀川消防署 | 西淀川区御幣島1丁目10番20号 | 06-6472-0119 |
| 13 | 淀川消防署 | 淀川区木川東4丁目10番12号 | 06-6308-0119 |
| 14 | 東淀川消防署 | 東淀川区菅原4丁目4番27号 | 06-6320-0119 |
| 15 | 東成消防署 | 東成区大今里西1丁目27番13号 | 06-6971-0119 |
| 16 | 生野消防署 | 生野区舍利寺1丁目13番8号 | 06-6731-0119 |
| 17 | 旭消防署 | 旭区大宮1丁目1番11号 | 06-6952-0119 |
| 18 | 城東消防署 | 城東区中央3丁目4番20号 | 06-6931-0119 |
| 19 | 鶴見消防署 | 鶴見区横堤5丁目5番45号 | 06-6912-0119 |
| 20 | 阿倍野消防署 | 阿倍野区松崎町4丁目4番30号 | 06-6628-0119 |
| 21 | 住之江消防署 | 住之江区御崎4丁目11番6号 | 06-6685-0119 |
| 22 | 住吉消防署 | 住吉区遠里小野1丁目1番9号 | 06-6695-0119 |
| 23 | 東住吉消防署 | 東住吉区南田辺3丁目4番5号 | 06-6691-0119 |
| 24 | 平野消防署 | 平野区平野南1丁目2番9号 | 06-6790-0119 |
| 25 | 西成消防署 | 西成区岸里1丁目4番26号 | 06-6653-0119 |
| 26 | 水上消防署 | 港区築港3丁目1番47号 | 06-6574-0119 |
| 27 | 高度専門教育訓練センター | 東大阪市三島2丁目5番43号 | 06-6744-0119 |
| 28 | 航空隊 | 八尾市空港2丁目12番 | 072-992-4900 |

5 入札参加要件

- (1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和2年3月6日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

※ 平成30・31年度の物品売払入札参加要領は、大阪市電子調達システム

の「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

(<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html>)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

6 入札説明書、入札参加申請書、仕様書等の交付等

(1) 交付期間

公告の日から令和2年3月6日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

大阪市消防局ホームページからダウンロード可、又は上記「1 担当」において無償により交付する。

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/26-Curr.html)

7 入札参加に要する書類・受付期間等

(1) 入札参加に要する書類

- ・一般競争入札参加申請書（本市交付）
- ・平成30・31年度物品売払入札参加承認証の写し
- ・大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し
（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(2) 入札参加申請書の受付期間

公告の日から、令和2年3月6日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

上記「1 担当」に同じ

- (4) 入札参加申請書等は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。
- (5) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して物品買受申込書（入札書）を交付する。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を入札執行日翌開庁日午後5時までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

- (3) 保証人
不要
- (4) 契約書作成の要否
要
- 10 入札執行日時及び場所
令和2年3月17日（火） 午前11時
大阪市消防局 5階 入札室
- 11 入札の方法
物品買受申込書（入札書）に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。
- 12 落札者の決定方法
予定価格以上で、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。
- 13 入札に参加することができない者
 - (1) 入札参加申請期限までに申請しなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
 - (2) 入札参加申請期限日より入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者
- 14 入札の無効
 - (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の規定に該当する入札
 - (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
 - (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の入札とみなし無効とする。
- 15 その他
 - (1) 本契約は単価契約とする。
 - (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
 - (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (5) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。
- (6) 令和2年4月1日に民法改正法が施行されること等を踏まえて、契約条項の改正を予定しています。(改正後の契約条項は、3月公表予定)
- (消防局総務部総務課)

大阪市公告第23号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

大阪市長 松井 一郎

1 担当部局

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所総務課

電話 06-4302-9625

2 入札に付すべき事項

約36,260kg

内訳

| 売払物品 | 予定数量 |
|----------|------------|
| 古新聞 | 約 1,280kg |
| 段ボール | 約 1,840kg |
| ミックスペーパー | 約 10,900kg |
| 機密文書 | 約 22,240kg |

※ ミックスペーパーには、シュレッターくず・その他古紙を含む。

※ 数量は昨年度実績ベースの予定数量であり、実際とは大きく差異があることがある。

3 引取場所及び住所

平野区役所 (大阪市平野区背戸口3-8-19)

平野区北部サービスセンター (大阪市平野区加美鞍作1-9-3)

4 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
 - (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
 - (4) 廃棄物再生事業者の登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）があること
 - (5) 入札参加申請期限までに大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し平成30・31年度物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること
- 6 入札説明書等の交付等
- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、当該入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から令和2年3月6日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び平野区役所ホームページにおいて無償により交付する。
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から令和2年3月6日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- 7 入札参加資格の審査等
- 入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を令和2年3月11日（水）付で郵送にて交付する。
- また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。
- 8 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約書作成の要否 要
- 9 入札執行の日時及び場所
- 入札執行日時 令和2年3月19日（木） 午前10時
入札執行場所 大阪市平野区役所5階 501会議室
- 10 落札者の決定方法
- 落札者の決定にあたっては、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。
- 11 入札の無効
- 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札。なお、開札後落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、

入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(平野区役所総務課)

正 誤

大阪市公報第5620号（平成25年4月12日）正誤表

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-----|--------|-------|
| 72 | 1行目 | 施策のその他 | 施策その他 |